岐阜

県

公報

号 外

毎週

(金曜日)

発行

平成二十五年五月三十一日

外 号 (2)岐 阜 県 公 報 平成25年5月31日 (2)

別表

五 存続期間

- 平成二十六年一月一日から平成三十五年十二月三十一日まで 第一種共同漁業及び第五種共同漁業のうち内共第三号から内共第四十六号
- 2 第五種共同漁業のうち内共第四十七号

平成二十五年九月一日から平成三十年十二月三十一日まで

3 第一種区画漁業及び第二種区画漁業

平成二十六年一月一日から平成三十年十二月三十一日まで

六

免許予定日

1 区画漁業及び第二種区画漁業 第一種共同漁業、第五種共同漁業のうち内共第三号から内共第四十六号、第一種

魚止め施設は、常時完備しておくこと。

平成二十六年一月一日

2

第五種共同漁業のうち内共第四十七号

七

申請期間 第一種共同漁業、第五種共同漁業のうち内共第三号から内共第四十六号、第一種 平成二十五年九月一日

区画漁業及び第二種区画漁業

第五種共同漁業のうち内共第四十七号 平成二十五年十一月一日から平成二十五年十一月二十九日まで

2

平成二十五年七月一日から平成二十五年七月三十一日まで

関係地区又は地元地区

別表のとおり

八

第	種	第一種共同漁業	業																		
公	示	番	号	漁	業	စ	名	称	漁	場	Ø	位	置	及	び	区	域	関	係	地	X
Д	内 共 第 一 号	— 号		ט	し じ み 漁 業				型点第一号と基点第二号と 基点第二号 海津市平田町 基点第二号 海津市平田町 基点第二号 海津市南濃町 基点第二号 海津市南濃町 基点第二号 海津市南濃町	四三二一結一	る今尾橋の左岸上流端から上流三百メートルの基点第四号 海津市平田町今尾と養老郡養老町大巻とに架基点第三号 海津市平田町今尾と養老郡養老町大巻とに架基点第二号 海津市海津町地内帆引新田排水機樋管の下流基点第一号 海津市南濃町田鶴地内揖斐川右岸の国土交通号とを結ぶ線までの揖斐川	の平の平海標南揖二 左田右田津十濃斐号 岸町岸町町六町川と	上今上今地・田 を流尾内六鶴 結端と端と帆キ地 ぶ	か養引口内線のおきるとのでは、一切を表示を表示という。	流養流養排ト川 基三老三老水ル右 点面町百町機の岸 第	スト 横点 国 ・	る今尾橋の左岸上流端から上流三百メートルの点っ 海津市平田町今尾と養老郡養老町大巻とに架かる今尾橋の右岸上流端から上流三百メートルの点河川距離標十六・六キロメートルの点河川距離標十六・六キロメートルの点瀬津市南濃町田鶴地内揖斐川右岸の国土交通省線までの揖斐川	海 津 市			
内	内 共 第 二 号	二 号		ט	しじ み 漁 業				斐川 基線第一号 基点第五号 シ シ シ シ シ シ シ シ シ ラ シ ラ シ ラ ラ ラ シ ラ シ	六 五 一 一 号 号 号 号		標 養 標 養 た 今 第 二 老 二 老 難 福 五 十 町 十 町 波 町 号	七大七大野地 と・巻・巻え先 基二地二地んと 点	キ内キ内堤安 第 口揖口揖下八 六 メ斐メ斐流郡 号	ー川ー川端輪 と ト左ト右の之 を ル岸ル岸線内 結	ののののの町のののののののののののののののののののののののののののののののの	川距離標二十七・二キロメートルの点人をおります。 大垣市今福町地先と安八郡輪之内町南波地先に大垣市今福町地先と安八郡輪之内町南波地先に大垣市今福町地先と安八郡輪之内町南波地先に大垣市今福町地先と安八郡輪之内町南波地先に	安八郡輪之内町	章 之 養 内	之内町養老町及び	町 及 び

第五種共同漁業

(3)	平成25 年 5	月31日	岐	阜	県	公	報			号	外
			内共第六号				7 身 第 子 毛	内共第四号		内共第三号	公示番号
		さまず漁業、おいかれ漁業、 おまず漁業、おいかれ漁業	漁業、ふな漁業、うなぎ漁業、こり				漁業 、おいかわ漁業及びうぐい 業、おいかわ漁業及びうぐい 漁業、うなぎ漁業、なまず漁	9漁業及びものな漁業、う	漁業をます漁業及びも名言	馮	漁業の名称
基線第四号(養老郡養老町高田と同町直江とに架かる高田橋設置された根尾川第五床固めえん堤の右岸下流端基点第八号)瑞穂市宮田地先と揖斐郡大野町下座倉地先とに河川距離梯四十六・二キロメートルの点		基点第三号 海津市平田町今尾と養老郡養老町大巻とに架かびにそれらの支派川・東川、中川、深町川、小畑川、水門川、中之江川、新規川、東川、中川、深町川、小畑川、水門川、大栗毛川、菅野川、奥川、薬師川、梅谷川、大滝川、岩手川、大栗毛川、菅野川、奥金草川、石畑川、杭瀬川、柞川、色目川、泥川、大谷川、矢道金草川、石畑川、杭瀬川、柞川、色目川、泥川、大谷川、矢道	八号とを結ぶ線までの揖斐川、基線第四号から下流の牧田川、人号とを結ぶ線までの揖斐川、基線第四号から下流の牧田川、基点第三号と基点第四号とを結ぶ線から基点第七号と基点第	る今尾橋の左岸上流端から上流三百メートルの点基点第四号 海津市平田町今尾と養老郡養老町大巻とに架か	る今尾橋の右岸上流端から上流三百メー海津市平田町今尾と養老郡養老町大	海津市海津町地内帆引新田排水機樋河川距離標十六・六キロメートルの点	基点第一号(海津市南濃町田鶴地内揖斐川右岸の国土交通省)三川並びにそれらの支派川(四号とを結ぶ線までの揖斐川、田鶴川、長除川、津屋川及び五四号とを結ぶ線までの揖斐川、田鶴川、長除川、津屋川及び五川を持	は気管に合うは気管に合うに対するとでである。	の線基線第二号を海津市海津町油島地内大江排水機閘門の下流端が川		漁場の位置及び区域
		揖斐郡大野町及び池田町輪之内町及び安八町並びに輪之内町及び安八町並びに郡養老町、不破郡垂井町及郡養老町、不破郡垂井町及り、	十六日における大垣市の区十六日における大垣市(平成十八年三月二				沿海市及て着老君者老田	海津市		海津市	関係地区

号 外 (2)		技 阜 県 公 報	平成 25 年 5 月 31 日 (4)
内共第十号	内 共 第 九 号	内共第八号	内共第七号	
あゆ漁業、あまご漁業、こい 漁業、うなぎ漁業、おいかわ 漁業、あまご漁業、にじ	漁業入びうぐい漁業 おいかわ	ます漁業、あまご漁業、こい ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	かわ漁業及びうぐい漁業かり漁業をあまご漁業、おいます漁業をあまご漁業をおいるが、	
基点第十一号 揖斐郡揖斐川町西津汲字大牧一九八〇番地の 置された西平えん堤の下流端の線 量された西平えん堤の下流端の線 基線第九号 揖斐郡揖斐川町三倉地先と同町鎌曽地先とに設基線第九号から基点第十一号と基点第十二号とを結ぶ線まで	基点第七号と基点第八号とを結ぶ線から基線第九号までの損基点第七号 安八郡神戸町落合地内揖斐川右岸の国土交通省基点第八号 瑞穂市宮田地先と揖斐郡大野町下座倉地先とに斐川、白石川、桂川、粕川、高橋谷川、長谷川及び表川並びに斐川、白石川、桂川、粕川、高橋谷川、長谷川及び表川並びに基点第七号と基点第八号とを結ぶ線から基線第九号までの揖基点第七号と基点第八号とを結ぶ線から基線第九号までの揖基点第七号と基点第八号とを結ぶ線から基線第九号までの揖基点第七号と基点第八号とを結ぶ線から基線第九号までの揖基点第七号と基点第八号とを結ぶ線から基線第九号までの揖基点第1号を表表が表表が表表が表表が表表が表表が表表が表表が表表が表表が表表が表表が表表が	基線第五号から上流の根尾川、花田川、三水川、菅瀬川、府基線第五号から上流の根尾川、花田川、三水川、菅瀬川、府川及び根尾東谷川、基線第六号 本巣市小柿と本巣郡北方町高屋とに架かる新糸基線第六号 本巣市小柿と本巣郡北方町高屋とに架かる新糸基線第十号 本巣市小柿と本巣郡北方町高屋とに架かる新糸基線第十号 本巣市小柿と本巣郡北方町高屋とに架かる新糸基線第十号 瑞穂市荒川と同市本田とに架かる五六橋の下流端の線基線第十号 瑞穂市美江寺地内美江寺橋の下流端の線基線第五号から上流の根尾川、花田川、三水川、菅瀬川、府基線第五号から上流の根尾川、花田川、三水川、菅瀬川、府基線第五号から上流の根尾川、花田川、三水川、菅瀬川、府	基線第四号から上流の牧田川、五日市川、今須川、赤尾川及び東谷川並びに基点第九号と基点第十号とを結ぶ線から下流の 藤古川並びに基点第九号と基点第十号とを結ぶ線から下流の 藤古川並びに基点第九号と 基点第九号 不破郡関ケ原町大字玉字川向一〇一一番地の北 東端 基点第十号 不破郡関ケ原町大字玉字夫婦岩二〇三番地の北 東端	設置された根尾川第五床固めえん堤の下流端の線基線第五号 瑞穂市宮田地先と揖斐郡大野町下座倉地先とにの「汾道の紙
瀬村の区域に限る。)都揖斐川町、谷汲村及び久年一月三十日における揖斐揖斐郡揖斐川町(平成十七	池田町 (平成十七年一月)、大野町及び (平成十七年一月)、大野町及び (東京) ではに限る。)で、大野町及び (東斐川町 (平成十七年一月) では、 (平成) では、 (下の)	町並びに本巣郡北方町の区域に限る。)及び大野中日における揖斐郡谷汲村を別での区域に限る。)ので大野を川町(平成十七年一月三	町 都養老町及び不破郡関ケ原 郡養老町及び不破郡関ケ原 大垣市 (平成十八年三月二	

(5)	平成25年 5 月31日	岐	阜	県	公	報	号	外	(2)

(5) 平成25年5月	31日 岐阜	県 公 報	号 外	(2)
内共第十四号	内共第十三号	内共第十二号	内 共 第 十 一	
あゆ漁業、あまご漁業、こいかり漁業、ふな漁業、うなぎ漁業、おろこ漁業、おもろうのでい漁業では、おいかり漁業、おいの漁業、おいの漁業、おりの漁業、あまご漁業、おりの漁業、あまご漁業、おりの漁業、あまご漁業、こい	あまご漁業、こい漁業、ふながに漁業	漁業、うなぎ漁業及びうぐい漁業、おいかわ漁業及びうぐい漁業のできるが、なまず漁	あゆ漁業、いわな漁業、こいかわ漁業及びぐい漁業、おいかわ漁業、おいかわ	
貫橋の下流端の線 基線第六号 本巣市小柿と本巣郡北方町高屋とに架かる新糸がにそれらの支派川、関山川、鳥羽川、板屋川、早田川、則武川、津保川、荒田川、論田川、根尾川、板屋川、早田川、則武川、津保川、荒田川、論田川、根尾川、板屋川、早田川、則武川、東川、椿川、城田寺川、しびり川、両満川及び山田川並がにそれらの支派川 基線第六号 本巣市小柿と本巣郡北方町高屋とに架かる新糸基線第六号 本巣市小時と基点第十七号を結ぶ線から下流の伊川、基線第十三号から基点第十六号と点イとを結ぶ線までの長良基線第十一号から基点第十六号と点イとを結ぶ線までの長良	基線第十二号 大垣市墨俣町墨俣地内犀川樋門の下流端の線基線第十一号 岐阜市茶屋新田と大垣市墨俣町墨俣とに架か基線第十一号 岐阜市茶屋新田と大垣市墨俣町墨俣とに架か基線第十一号 岐阜市茶屋新田と大垣市墨俣町墨俣とに架かる場第十号から基線第十一号までの長良川並びに基線第十二基線第十号から基線第十一号までの長良川並びに基線第十二	は 基点第十五号と点イとを結ぶ線から基線第十号までの長良川 基点第十五号 海津市海津町木曽川・長良川瀬割堤上岐阜・ 要知県境標識 愛知県境標識 を高 を高 を高 を高 を記 を記 を記 を記 を記 を記 を記 を記 を記 を記		
町の区域に限る。) 及び本 と で で で で で で で で で で で で で で で で で で	町及び安八町町及び安八町町及び安八町町及び安八町の区域に限る。)、八郡墨俣町の区域に限る。)、八郡墨俣町の区域に限る。)、	アスティア (平成十七年三月二十七日における海域に限る。) 及び安八郡輪 (平成十七年)		

号	外	(2)				岐	阜	県	公	報	平成 25 年 5 月 31 日 (6)
								内共第十六号		内共第十五号	
					漁業及びよしのぼり漁業	あじめどじょう漁業、かじかおいかわ漁業、うぐい漁業、	の治験である。	あゆ漁業、あまご漁業、にじ		業、おいかわ漁業、うぐい漁業、なまず漁業、もろこ漁業、あな漁業、もろこ漁	
基点第二十三号(関市洞戸下洞戸一七二五番地の南端東端)	基点第二十二号(美濃市大字乙狩字細野一六四番地の一の北点)	若鮎橋左岸下流端から下流百六十メートルの基点第二十一号(山県市中洞と関市武芸川町谷口とに架かる)	鮎橋右岸下流端から下流百六十メートルの点基点第二十号(山県市中洞と関市武芸川町谷口とに架かる若所制水口の中心)	離	基点第十八号(岐阜市上芥見地内長良川左岸の岐阜県河川距)下流端から下流百四十メートルの点(基点第十六号)岐阜市上芥見地内の津保川と桐谷川の合流点)	び半道川並びにそれらの支派川ら下流の板取川、福富川、エゴ川、余取川、片知川、神洞川及	の武儀川並びに基点第二十二号と基点第二十三号とを結ぶ線かでの長良川、基点第二十号と基点第二十一号を結ぶ線から下流での長良川、基点第二十二号と基点第二十二号と	基点第十六号と点イとを結ぶ線から点口と点八とを結ぶ線ま	基線第十二号(大垣市墨俣町墨俣地内犀川樋門の下流端の線基線第八号)瑞穂市美江寺地内美江寺橋の下流端の線がの線	基線第七号 瑞穂市荒川と同市本田とに架かる五六橋の下流び長護寺川並びにそれらの支派川の五六川、天王川、中川、新堀川、高野川、新高野川及ら下流の五六川、天王川、中川、新堀川、高野川、新高野川及基線第十二号から基線第八号までの犀川並びに基線第七号か	基線第十一号 岐阜市茶屋新田と大垣市墨俣町墨俣とに架か基線第十一号 岐阜市上芥見地内を務用水排水口の下流端か基点第十六号 岐阜市上芥見地内を務用水排水口の下流端から上流三十メートルの点 ト流端の線 は阜市上芥見地内を務用水排水口の下流端から上流三十メートルの点 は阜市上芥見地内を移用水排水口の下流端から上流三十メートルの点 は東京十八号 岐阜市上芥見地内を は と
						及び山県市町の区域に限る。)、美濃市	消にしませ			穂市 (平成十八年三月二大垣市 (平成十八年三月二	巣 郡北方町

内共第二十号		内共第十九号										.			
		九 号					内共第十八号				-	为 比第十七号			
あゆ漁業、あまご漁業、うな	びあじめどじょう漁業	おハかり魚業、うぐハ魚業及漁業、ふな漁業、うなぎ漁業、あは漁業、これで漁業、これ			() 	のぎり魚業のじょう漁業及びよし	おいかわ漁業、うぐい漁業、漁業、ふな漁業、うなぎ漁業、あり漁業、あまご漁業、こい			じか漁業及びよしのぼり漁業、あじめどじょう漁業、か	かり漁業、うだ	あ少魚業、あまご魚業、ハウ			
基点第二十号と基点第二十一号とを結ぶ線から上流の武儀川、の北端	25 VJ	野川、豊野川、祖父川川、中之呆川、水成川、武義會川、小耶川、川浦川、大洞川、廿屋川、太市川、納古川、志津野川、小基点第二十四号と基点第二十五号とを結ぶ線から上流の津保	の北端 基点第二十五号 加茂郡富加町高畑字下川原五六五番地の三	場を見ります。		下充嵩から下充5四トメートレの点基点第十六号(岐阜市上芥見地内の津保川と桐谷川の合流点)	屋川及び詰田川並びにそれらの支派川と基点第二十五号とを結ぶ線までの津保川、関川、吉田川、蜂基点第十六号と基点第十七号とを結ぶ線から基点第二十四号	点の基点第十九号から三百十七度の線と長良川右岸との交点の基点第十九号から三百十七度の線と長良川右岸との交点	T PT	美濃市洲原地内中部電力株式の支派川	''、 曽 ・ ・ ・	点イン 点イン	点八、基点第十九号から三百十七度の線と長良川右岸との交	点口(基点第十九号から三百三十度の線と長良川左岸との交)	岸との交点に一番点第十八号が65三百十五度四十七分の線と長良川右
山県市 加明 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	における郡上郡八幡町の区(平成十六年二月二十九日(平成十六年二月二十九日及び上之保村の区域に限及び上之保村の区域に限	仮収寸、武芸川町、武義町における関市並びに武儀郡関市(平成十七年二月六日					及び加茂郡富加町岐阜市、関市、美濃加茂市	30	並村及び明宝村の区域に限区域を除く。)、高鷲村、美	る福井県大野郡石徹白村の三十三年十月十四日におけ	町、大和町、白鳥町(昭和十九日における郡上郡八幡)	郭上市 (平成十六年二月二			

号 外 (2)	岐	阜	県	公 報		平成25年 5	月31日	(8)
内共第二十四号			内共第二十三号		内 失第二十二号	内共第二十一号		
こい漁業及びうなぎ漁業		わ漁業及びうぐい漁業や漁業、もろこ漁業、おいか	9漁業、こい漁	ひあじめどじょ	あ少魚業、あまご魚業、うな	じめどじょう漁業とびあかわ漁業、うなぎ漁業、おいます漁業、うなぎ漁業、おいます漁業、にじ		業のであじめどじょう漁業を必ず漁業、おいかわ漁業、うぐ
本の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の	との交点 「「「「「「」」」」との交点 「「「」」」とのでは 「「」」と、「「」」と、「」」と、「」と、「」、「」と、「」と、「」と、「」と、	支派川 真名田川、唐沢川、平芝川、切木川及び津橋川並びにそれらの 横市川、久々利川、始川、大森川、中郷川、瀬田川、比衣川、	ストリー、ロー、 スポー、コポー、頂ヨー、オニ十六号と点イとを結ぶ線から上流の可児川	基線第十四号(山県市柿野地内御園下橋の下流端の線)	基線第十四号から上流の市野川及びその支派川 基線第十四号 山県市柿野地内御園下橋の下流端の線 基線第十四号 山県市柿野地内御園下橋の下流端の線	号と	基点第二十一号 山県市中洞と関市武芸川町谷口とに架かる基点第二十一号 山県市中洞と関市武芸川町谷口とに架かる	站橋右岸下流端から下流百六十メートルの点基点第二十号 山県市中洞と関市武芸川町谷口とに架かる若にそれらの支派川 四月川、日永谷川、出戸川、船越川、神崎川及び伊住戸川並び西洞川、日永谷川、出戸川、船越川、神崎川及び伊住戸川並び
町都八百津町及び可児郡御嵩		及び可児郡御嵩町おける可児市の区域に限る。)	多治見市、瑞浪市、可児市	ļ	山 東 市	取村の区域に限る。) がに平成十七年二月六日にびに平成十七年二月六日に関市 (同市武芸川町谷口並		

(9)	平成25年 5 月31日	岐	阜	県	公	報	号	外	(2)
-----	--------------	---	---	---	---	---	---	---	-----

内共第二十八号					
十八号			内共第二十七号	内共第二十六号	内共第二十五号
うぐい漁業のいかわ漁業及び	びよしのぼり漁業	よ業	ます漁業、こい漁業、うなぎあゆ漁業、あまご漁業、にじ	あゆ漁業、あまご漁業、こいます漁業、うなぎ漁業、わかね業、もろこ漁業のびかじか漁業	あゆ漁業、あまご漁業、にじます漁業、おいかわ漁業及びうぐ 漁業
基線第十九号 下呂市金山町金山と同市金山町大船渡とに架基線第十八号 下呂市金山町井尻地先と同市金山町田島地先基線第十八号から基線第十九号までの飛驒川及びその支派川	とに設置された七宗発電所えん堤の下流端の線基線第十八号 下呂市金山町井尻地先と同市金山町田島地先基点第二十八号 加茂郡川辺町下川辺と美濃加茂市下米田町基点第二十八号 加茂郡川辺町下川辺と美濃加茂市下米田町基点第二十八号 加茂郡川辺町下川辺と美濃加茂市下米田町基点第二十八号 加茂郡川辺町下川辺と美濃加茂市下米田町和川、小野日蔭川及び菅田川並びにそれらの支派川稲田川、小野日蔭川及び菅田川並びにそれらの支派川稲田川、西河川、佐広川、曲坂川、大明神川、新巣川、佐見川、柏本川、西河川、佐広川、曲坂川、大明神川、新巣川、佐見川、	1川、田代沢川、黒川、赤川、栃平川、柿反1川、葛屋川、間見川、奥田川、八日市川、	号までの飛驒川、雄鳥川、飯田川、水無瀬川、尾賀野川、神渕基点第二十七号と基点第二十八号とを結ぶ線から基線第十八	基点第三十号 中津川市山口五番地の一の北東端 基線第十七号から基点第二十九号と基点第三十号とを結ぶ線 基線第十七号 恵那市飯地町岩浪地先と瑞浪市大湫町深山地 野田川、久須田川、特川、南河川、大利川、南河川、大利川、南河川、大利川、大利川、大利川、大河川、大村川、大村川、大村川、大村川、大村川、大村川、大村川、大村川、大村川、大村	生のでは、これでで置えん堤の下流端の線基線第十七号 恵那市飯地町岩浪地先と瑞浪市大湫町深山地に設置された兼山えん堤の下流端の線を観第十六号 加茂郡八百津町和知地先と可児市兼山地先と基線第十六号から基線第十七号までの木曽川及びその支派川
町の区域に限る。) 十九日における益田郡金山下呂市(平成十六年二月二	東白川村 東白川村 田郡金山町の区域に限る。) 田郡金山町の区域に限る。)	加茂市、下呂市 (平成十六母村の区域に限る。)、美濃	十二日における恵那郡加子中津川市(平成十七年二月	中津川市及び恵那市	及び可児郡御嵩町に限る。)、加茂郡八百津町に限る。)、加茂郡八百津町に限る。)、加茂郡八百津町に限る。)、加茂郡八百津町に限る。)、加茂郡八百津町は限る。)、加茂郡八百津町に限る。)、加茂郡(田田)

무	カト	(2)
_	יוכי	17.1

号	外 (2)	岐	阜県	公 報	平成 25 年 5 月 31日 (10))
内共第三十三号	内共第三十二号		内共第三十一号	内共第三十号		内 共第二十九号
な魚業、こハ魚業、うなぎ魚あゆ漁業、あまご漁業、いわ	じょう漁業及びかじか漁業、こい漁業、うなぎ漁業、おいかわ漁業、あじめど漁業、おいかわます漁業、いわな漁業、こいかの漁業、あまご漁業、にじ	じょう漁業及びかじか漁業	な漁業、うぐい漁業、あじめど漁業、おいかわ漁業、わかさぎ漁業、こい漁業、うなぎ漁がの漁業、いかさぎ漁がの漁業、あまご漁業、いわ	あゆ漁業、あまご漁業、いわあゆ漁業、あまご漁業、いかの漁業、ありかがり漁業、ありがり漁業、から漁業、いた漁業、のの漁業、いた漁業、のの漁業、のの漁業、のの漁業、のまご漁業、いわ	業及びよしのぼ いかわ漁業、 う漁 のぼ	あゆ漁業、あまご漁業、にじ
川位がこそれらの支派川基線第二十一号から上流の和良川、土京川、鬼谷川及び入間	識基点第三十二号で日市金山町弓掛細越六九番の二地先の標基点第三十二号で日市馬瀬下山栂峠五二八番の一地先の標川及び小原川並びにそれらの支派川	議議において、「おりのでは、これでは、「おりのでは、これでは、「おりのでは、これでは、「おりのでは、「おりのでは、「おりでは、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は	基線第十九号で下呂市金山町金山と同市金山町大船渡とに架及び弓掛川並びにそれらの支派川線までの馬瀬川並びに基線第二十一号から下流の和良川、戸川線までの馬瀬川並びに基線第二十一号と基点第三十二号とを結ぶ	下流端の線 という はいか はいか はいか はいま はいま はいま はいま はいま はいま はいま はいま はいま はい	は、東京川、神梨川、伊藤川、南川川、南川、南川、南川、南川、南川、南川、南川、南川、南川、南川、南川、南	基線第十九号から基線第二十号までの飛驒川、門和左川、竹
十九日こおける郡上郡八番一郡上市(平成十六年二月二	高山市 (平成十七年一月三市 (平成十七年一月三十一日における大野郡清見十日における大野郡清見	限る。) 限る。) における盆田郡	及び下呂市(平成十六年二 村及び和良村の区域に限る。) 村及び和良村の区域に限る。)	高山市(平成十七年一月三市(平成十七年一月三十八日における法田郡小坂町九日における益田郡小坂町九日における益田郡小坂で高根の区域に限る。)及び下村の区域に限る。)及び下村の区域に限る。)	下呂市下呂市の区域に限る。)及び下呂市	高山市(平成十七年一月三

11)	平成25年5月31日	岐	阜	県	公	報		号	外	(2)
------	------------	---	---	---	---	---	--	---	---	-----

(11) 耳	7成 25 年 5 月 31 日 岐	!	阜	県	公	報	号	外 (2)
内共第三十七号	内井第三十六号					内共第三十五号	内共第三十四号	
じょう漁業、かじか漁業及び漁業、うぐい漁業、あじめど漁業、おいかわき漁業、おいかわます漁業、いわな漁業、こいます漁業、いわな漁業、にじ	漁業、うなぎ漁業、おいかわ漁業及びうぐい漁業、おいかわ				漁業及びうぐい漁業	あゆ漁業、あまご漁業、こい	あゆ漁業、あまご漁業、にじあり漁業、わかさぎ漁業及びおいかり漁業	業、おいかわ漁業、うぐい漁 業、あじめどじょう漁業及び
・ 「 「 「 「 「 「 「 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 	を終うにというと、 は、これでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、		交	τ	「基点第三十五号) 恵那节明智叮黄颪乳曽同小林四四四の一のび荒井川並びにそれらの支派川(馬木川、中沂川、小杉川、源内川、吉田川、滝坂川、野志川及	で結ぶ線から上流の明智川、大平川、	基点第三十四号 多治見市諏訪町川西一五七番地の南東端下石川、久尻川、伊野川、肥田川、不動川、有吉川、藤川及び洞田沢川、久尻川、伊野川、肥田川、不動川、村田川、藤川及び洞田沢川、久尻川、伊野川、肥田川、不動川、村田川、藤川及び洞川並びにそれらの支派川、田田川、不動川、新田川、藤川及び洞川並びにそれらの支派川、田田川、東山川、新田川、藤川及び洞川がいにそれらの支派川、田田川、東山川、藤川、藤川、東山川、東山、東山、東山、東山、東山、東山、東山、東山、東山、東山、東山、東山、東山、	端の線 端の線 河地先とに設置された中原用水えん堤の下流基線第二十一号 下呂市金山町坂ヶ洞地先と郡上市和良町方
一日における吉城郡古川町、驒市(平成十六年一月三十村の区域に限る。)及び飛十一日における大野郡清見十一日における大野郡清見高山市(平成十七年一月三高山市(平成十七年一月三	作町の区域に限る。)				町及び串原村の区域に限る。) 十四日における恵那郡明智	恵那市(平成十六年十月二	及び土岐市及び土岐市	金山町の区域に限る。) ののではに限る。) ののではに限る。) ののではに限る。)
		•						

			岐		阜	県	公	`	報		4	Z成 25 年	丰 5 月 31 日	1 (12)	
内共第四十一号	内共第四十号	内共第三十九号										内共第三十八号				
ます漁業、いわな漁業、こいあゆ漁業、やまめ漁業、にじ	いわな漁業	じか漁業及びよしのぼり漁業、おじめどじょう漁業、うぐい漁業をがより漁業、うぐい漁ます漁業、このでの漁業、たい								か漁業	おいかわ漁業、うぐい漁業、漁業、ふな漁業、うなぎ漁業、	ます漁業、いわな漁業、こいあゆ漁業、やまめ漁業、にじ				よしのほじ漁業
川並びにそれらの支派川基点第三十九号と点イとを結ぶ線から上流の小鳥川及び片野	基線第二十五号(飛驒市神岡町谷地内中山橋の下流端の線基線第二十五号がら上流のソンポ谷川及びそれらの支派川	に架かる新猪谷橋の右岸下流端 は、東京の一十号、飛驒市神岡町中山と富山県富山市東猪谷と 基点第四十一号、飛驒市神岡町中山との山山林五九三番地の三基点第四十号、飛驒市神岡町中山上の山山林五九三番地の三	点へ、基点第三十八号から二百七十度の線と宮川右肩との交点へ、基点第三十八号から二百七十度の線と宮川右肩との交	こえ	川町下保保木地先とに設置された下切発電所基線第二十四号 高山市丹生川町新張西ケ原地先と同市丹生	の線がとは設置されたスサニ頭首工の上済端	基線第二十三号(『単一で記念』とより1号第二)に記載を終第二十三号(『単一市の一門田村原スサコと同市国府町宮)	基点第三十八号 飛驒市古川町さいの神四五四番地の一二の	0支派川	八賀川、山口川、生井川、滝川、江名高曽洞川、京塚谷川、牧谷川、今谷	墓岐川、宮谷川、漆谷川、宇津江川、瓜巣川、脇谷川、糠塚川、 賀川、戸市川、殿川、黒内川、畦畑川、太江川、桐谷川、十三	十三号から下流の荒城川並びに基線第二十四号から下流の小八基点第三十八号と点イとを結ぶ線から上流の宮川、基線第二	交点点ハー・基点第三十九号から二百九十度の線と小鳥川左岸との点。	十八号から二百七十度の線と宮川十七号から百八十度の線と宮川	基点第三十九号 高山市清見町江黒八九九番地の一の北西端 南端	基点第三十八号。 飛騨市さ川町さいの神四王四番地の一二の
十一日における大野郡清見高山市 (平成十七年一月三	町の区域に限る。) 十一日における吉城郡神岡 飛驒市 (平成十六年一月三	高山市 (平成十七年一月三十一日における吉城郡神岡町一日における吉城郡神岡町一日における吉城郡上宝村の区域に限る。) 及び飛ぶしている。) ない飛ぶしている。)						区域に限る。)	吉城郡古川町及び河合村の	六年一月三十一日における。) 及び飛驒市 (平成十	に吉城郡国府町の区域に限川村、清見村及び宮村並び	十一日における大野郡丹生高山市(平成十七年一月三			語る。	別合れ及び宮川村の区域に

(13)	平成25年 5 月31日	岐	阜	県	公	報	号	外	(2)

(13)	平成25年 5 月31日	岐	阜	県 公	報		号	外 (2)
内共第四十七号		内共第四十六号	内共第四十五号		内共第四十四号	内共第四十三号	内共第四十二号	
業 めどじょう漁業及びかじか漁 めとじょう漁業及びかじか漁 がします漁業、あじ あゆ漁業、やまめ漁業、いわ	ます漁業、いわな漁業、こい漁業、ふな漁業、あじめどじょううぐい漁業、あじめどじょう	あゆ漁業、やまめ漁業、にじ	いわな漁業		いわな漁業	かわ漁業及びうぐい漁業かり漁業、いわな漁業、おい	かわ漁業及びうぐい漁業かわ漁業、いわな漁業、おい	か漁業 か漁業、ふな漁業、うなぎ漁業、 か漁業
一の二と郡上市白鳥町石徹白字鬼神山一の八基点第四十四号(石徹白川右岸の福井県大野市小谷堂二〇字白川及びその支派川(基点第四十四号と基点第四十五号とを結ぶ線から上流の石徹)	高介 基点第四十三号から七十度の線と庄川右岸との交点が外、大庭川、森茂川、尾上郷川、大黒川、イチコ沢川、大日谷ゴ谷川、大シウド谷川、小シウド谷川、町屋川、一色川、寺河戸川及び落部川、御手洗川、野々俣川、町屋川、一色川、寺河戸川及び三谷川並びにそれらの支派川	基点第四十三号と点イとを結ぶ線から上流の庄川、加須良川、	ツ屋四百間とに架かる大長谷橋の下流端の線基線第二十六号 飛驒市河合町二ツ屋青はげと同市河合町二基線第二十六号から上流の大長谷川及びその支派川	点 「「「「「」」」」」。 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」 「」」	支派川支派川と点イとを結ぶ線から上流の万波川及びその基点第四十二号と点イとを結ぶ線から上流の万波川及びその	えん堤の下流端の線川町下保保木地先とに設置された下切発電所基線第二十四号(高山市丹生川町新張西ケ原地先と同市丹生小木曽谷川及び池ノ俣川並びにそれらの支派川基線第二十四号から上流の小八賀川、大萓谷川、山口谷川、基線第二十四号から上流の小八賀川、大萓谷川、山口谷川、	の線地鞍渕とに設置されたスサコ頭首工の上流端基線第二十三号(高山市丹生川町柏原スサコと同市国府町宮基線第二十三号から上流の荒城川及びその支派川	交点 点イ 基点第三十九号から二百九十度の線と小鳥川左岸との 基点第三十九号 高山市清見町江黒八九九番地の一の北西端
郡石徹白村の区域に限る。)十四日における福井県大野郡上市(昭和三十三年十月	大野郡白川村 では、郡上市(平成十六年 では、郡上市(平成十六年 では、郡上市(平成十六年 では、郡上市(平成十六年 では、平成十六年	高山市(平成十七年一月三	村の区域に限る。) 十一日における吉城郡宮川飛驒市(平成十六年一月三	村の区域に限る。)	十一日における吉城郡宮川飛驒市 (平成十六年一月三	川村の区域に限る。) ニー・ (平成十七年一月三年)	域に限る。) 川村及び吉城郡国府町の区 十一日における大野郡丹生 高山市 (平成十七年一月三	村の区域に限る。)

므	ΔL	(2)
=	יוכ	17.1

岐 阜 県 公 報

平成25年5月31日

(14)

村の区域に限る。)	九 二 の の の 九 五十 関 関 八 二 一 関 十八	一三四二の1 一三四二の1 三三十二二五三の1 三三十二二五三の1 三三十二二五三の1 三三十二二五三の1 三三十二二五三の1 三三十二二五三の1 三三十二二五三の1 三三十二二五三の1 三三十二二五三の1 三三十二二五三の1	長点第四十六号と基点第四十七号とを結ぶ線、基点第四十六号と基点第四十七号 飛驒市河合町大字保字井ノ平二二五四の基点第四十九号 飛驒市河合町大字保字井ノ平二五三の一大関西電力株式会社境界標柱右三二七	現、アアイ大会大会大境大小び号界字標保境字社字社保保保保保保存。	式河会合株河力河力河式河れぶ四会合社町式合株合株合株合た線十七町大会町式町工町工工町下及七	電飛力驒西飛関飛関飛電飛りと基力驒株市電驒西驒西町市株市ま結第	ー 号 九 八 七 六線十六 号西 号 号 号 号に九号 西 電飛関 六 〇 西 よ号と	基点第四十六号と基点第四十六号と基点第四十六号と基点第四十八号基点第四十八号表点第四十九号表点第五十号表示	- 号 - 基 基 基 基 基 基 基 基 基 基 基 点 点 点 点 点 点 点 点	式 徴 制 い 勿 復 種 り 小 あ 業 殖 式 割 ま 、 業 及 養 り ご い	うざめ小割り式養殖業、あまごず小割り式養殖業、こい小割り式養殖業及まず小割り式養殖業及まずい割り式養殖業というがありままである。		び殖式小わにち業養割なじょ、殖り小ま	第 	号 内区二十六第一	号 内区
地元地区	域	区	び	及	置	位	D	場	漁	名称	Ø	業	漁	号	示番	公一
														業	第一種区画漁業	完 一 種
	の九と字	天 『 山 一 一		徹白川左岸県境 上市白鳥町石徹白 左岸の福井県大野 (石徹白川右岸県境	(石徹白川左岸県境1川左岸の福井県大1(石徹白川右岸県)	の境界(石御白川との境界(石御日川)	m - F	基点第四十五号	基点							

第二種区画漁業

内区	号内区	号内区	公
十	十	十	悉
第四	第	第	묵
	וי:		示番号漁
内区二十六第四一こい養殖業及びふな養殖業	号 こい養殖業及びふな養殖業	内区二十六第二 こい養殖業及びふな養殖業	業
及びふ	及 び ふ	及びふ	တ
な養殖	な養殖	な養殖	名
業	業	業	称
養老那	二四からなる池沼(四九一九、四九二〇及び五〇四九一五、四九一六、四九一七、四九一九、四九二〇及び五〇四、四九〇五、四九〇六、四九〇一、四九〇二、四九〇三の一、四九〇八、四九〇三の一、四九〇一、四九〇二、四八九七、四八九八、四八九、四八九〇四からなる池沼(四九)、四八九八、四八九〇四からなる池沼(四九)、四八九八、四八九〇四からなる池沼(四九)、四八九八、四八十八、四八のののは、四十八のののでは、四十八、四八十八、四八十八、四十八十八、四十八十八、四十八十八、四十八十八、四十八十八、四十八十八、四十八十八、四十八十八十八十八	養老那	漁
養老郡養老町下笠除内五四六五、五四六七、五四六八の一、	四からなる池沼 九一五、四九一 、四九〇五、四 九、四九〇〇、 養老郡養老町下	養老郡養老町下笠細池四六九一の二からなる池沼	場
7下笠除	沼一四四九〇 八二九〇 八二九〇 八二九〇	7下笠細	Ø
内五四	四六八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八	池四六	位
天五、	七九四九八四九八四八八四八八四八八	九一の	置
五四六	元 四八九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九十五十五十五十五十五十五	ーから	及
七、五	九の三の九の三の九の三の九の三の九の三の九の三の九の三の九の三の九の三の九の三	なる池	び
四六八	二〇四、八九八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八	沼	X
<u>o</u> .	四からなる池沼のからなる池沼の大一ち、四九一六、四九一七、四九一九、四九二〇及び五〇八、四九〇五、四九〇六、四九一〇、四九二二の一、四九一三、九、四九〇〇、四九〇一、四九〇二、四九〇三の一、四九〇十、四八九七、四八九八、四八巻老郡養老町下笠除内四八九六、四八九七、四八九八、四八		域
養老郡	養老郡養老町	養老郡養老町	地
養老郡養老町	養老町	養老町	元
			地
	i l		

X

号		五四六八の二及び五四八五の一からなる池沼	
号 内区二十六第五	こい養殖業及びふな養殖業	二四二及び一二四五からなる池沼養老郡養老町瑞穂大代一一九一並びに同町志津一二四一、一	養老郡養老町
号 内区二十六第六	こい養殖業及びふな養殖業	二並びに同町下吉野五〇三二からなる池沼養老郡養老町大巻カノ割二一三七の一、二一五〇及び二一五	養老郡養老町
内区二十六第七	号	の一及び五七九の二からなる池沼川五五九の一、五五九の二、五七六の一、五七六の二、五七六の二、五七六の二、五七九十五五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五	養老郡養老町
号 内区二十六第八	こい養殖業及びふな養殖業	養老郡養老町有尾下池四五六の五一三からなる池沼	養老郡養老町
号区二十六第九	こい養殖業及びふな養殖業	養老郡養老町大巻ワノ割一九九九番からなる池沼	養老郡養老町
号	こい養殖業及びふな養殖業	海津市南濃町津屋株木一〇からなる池沼	町の区域に限る。)十七日における海津郡南濃海津市 (平成十七年三月二
一号 一号十六第十	業及びこい養殖業	の線を場別によっては、おいまでは、おいまでは、これでは、おいまでは、これでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまが、おいまが、おいまが、おいまが、おいまが、おいまが、おいまが、おいまが	村の区域に限る。) 十九日における郡上郡美並郡上市 (平成十六年二月二

内水面漁場管理委員会告示

岐阜県内水面漁場管理委員会告示第四号

号) において告示された第五種共同漁業の免許を受けた者が当該免許に基づいて漁業権 を行使できる範囲について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第 阜県規則第百十八号) 第六条の漁具又は漁法をいう。以下同じ。) 及び統数の範囲内に **一項の規定により、次の表に掲げる漁具又は漁法 (岐阜県漁業調整規則 (昭和四十年岐** 漁業権免許の内容たるべき事項等に関する告示(平成二十五年岐阜県告示第三百十二

制限する。

の規定により禁止する。 該免許に基づく漁具又は漁法による漁業権の行使については、漁業法第六十七条第一項 また、当該免許のうち次の表に掲げる公示番号に係るもの以外のものを受けた者の当

平成二十五年五月三十一日

岐阜県内水面漁場管理委員会

長 太 田

俊

- 3 /1 (2/			~ +	ж 2 т	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
内共第十二号	内共第十一号	内共第九号		内共第八号	内共第六号	内共第三号 内共第三号 母 号
地 夜 河 地 び 網 平 網 解	やなり落	登 (やないしこびき網 の対象の	夜川のおりでは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次	地を表を河豚がいます。地では、地では、地では、地では、地では、地では、地では、地では、地では、地では、	地地が一般を表現を表現しています。
						漁
						の 名 称
四一六九二一	- = 0	七八九三三	七类五〇		六 _ O = O 五 五 五	 三 二 二 二 二 数
内共第二十号	内共第十九号	内共第十八号	内共第十七号		内共第十六号	内共第十四号
で で が な で が な で の が の が の の の で の の の の の の の の の の の の の	あじめ 筌 あじめ 筌	登り落 で川網 で川網	やな 登り落 夜川網	あゆ瀬張網やなあじめ筌	夜川網 地 がき網 あり瀬張網	・ 中 夜 地 で で 瀬網 地 で で 瀬網 網 網 網 網 網 網 網 網 網 網
		5一三五七(_	老三三九三		

(17) 平原	成 25 年 5 月 31 日	岐	阜	県	公	報					号	外 (2))
内共第三十三号	内共第三十二号	内共第三十号		为 共第二十九号		内共第二十七号	内共第二十六号	内共第二十五号	内共第二十四号		内共第二十一号		
号 号 登り落 あじめ筌		やなめ、	きり落めり落		あじめ筌		号 あじめ筌	号やな	_	あじめ筌 ひり落		た なき	登り落
- 0		===	五五元	- 六 〇 四	t	九四	<u>-</u> -	_	四	兲 _ 穴	一四八六	_ <u>∓</u>	— ī 五
	平成二十五年五月三十一日号)において告示した第五種共同漁業の増殖指針を、次のとおり定める。漁業権免許の内容たるべき事項等に関する告示(平成二十五年岐阜県第五種共同漁業権の増殖指針	公		内共第四十七号 登り落	内共第四十六号やな	_	内共第四十二号をなっている。	あじめ筌	内共第三十九号(やな	内共第三十八号を川網	登り落	内共第三十七号を川網	内共第三十六号やな
岐阜県知事古田	十五年五月三十一日て告示した第五種共同漁業の増殖指針を、次のとおり定める。て告示した第五種共同漁業の増殖指針を、次のとおり定める。許の内容たるべき事項等に関する告示(平成二十五年岐阜県告示第三百十二種共同漁業権の増殖指針	示		一五	四	_		五	五 —	三四	三三	一一大	_

믁	外	(2)
듁	ላ የ	(2)

岐 公 報 **平成**25**年 5 月**31日 (18)

	公示番号	内共第3号	内共第4号	内共第5号	内共第6号	内共第7号	内共第8号	内共第9号	内共第10号	内共第11号	内共第12号	内共第13号	内共第14号	内共第 15 号	内共第16号	内共第17号	内共第18号	内共第19号	内共第20号	内共第21号	内共第22号	内共第23号	内共第24号	内共第 25 号
	あゆ				1,200	250	7,347	1,800	180	1,160			3,123		9,941	15,250	1,000	2,620	1,080	2,038	30			330
	あむ まま いめ					70	794	247	70	310					186	1,923	Ŋ	50	250	118	11			44
種苗放流(kg)	銀あ光まれ			175	80						100	480	880											
	にじます					10	5		5	5					5					10		115		ъ
	なみい						5		5	5					10	15								
	31ts, 211	340	60	920	1,210		50				180	1,497	1,347	298	10		60	20				200		
	うなぎ	60	40	130	95	20		30	5	20	63	30	325	70	60	220	20	40	20	45	5	40	20	50
	<u>ል</u> ታ	30	10	40	100						108	20	140	30										
	もくずかに (尾)				2,500							4,400	5,040	2,000										
人工ふ化 (万粒) 産卵場造成	あゆ卵												4,000											
	わかさぎ 卵																					120		
	かないま			3	6	3	5	4	3	3	_	_	6	1	10	6	ω	6	_	Ŋ	1	ω		ω
	сı ф	ω	2										5	1								2		
	おいかいかいもり														11	12	_	4	_	13	1			
(画 所)	かじか														6	10								
	よしのぼり														11	16	_							